

38条【特定被災地域に居住していたことを証する資料について】

※震災時にすでに就業されている被災者の方については、証明書類は不要です。
労働者名簿で確認します。

Q：東日本大震災時(H23.3.11)に特定被災地域 ※1に居住して
※1 福島県全域ほか（不明の場合は、担当へお問い合わせください）

いた

いない

【対象】 → 証明書類 ①か②、いずれかを添付
※震災時の住所を確認できる公的書類

【対象外】

Q. 東日本大震災(H23.3.11)以降、他の市町村等へ転出・転籍

した

していない
(※市内の転居のみ)

①・②は、原本確認後返却

① 戸籍の附票（原本）

※注：震災時の本籍地で取得

震災後に戸籍を転籍した場合(例:婚姻等)
震災時の本籍地で証明書類の取得が必要
(H23.3.11時点の住所確認)

② 住民票（原本）

(H23.3.11時点の住所確認)

※証明書が必要な場合、報告までに震災時の住所が証明できる書類を取得してください。

震災以降に発行された証明書類であれば、期限はありません。

※外国人等の場合も同様に、震災時の住所を確認できる公的書類が必要となります。

※震災時の居住場所が確認できるものとなりますので、取得する窓口で震災時の住所の記載があるか、ご確認の上取得をお願いいたします。